

この基準は、評価方法基準第5の5-2一次エネルギー消費量等級に定められている等級4の基準です。断熱性能等の外皮性能を考慮しながら、暖冷房、給湯、照明などを含めた設備機器のエネルギー効率や再生可能エネルギーの活用などを勘案した一次エネルギー消費量により評価します。  
 (注) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）（通称 建築物省エネ法）の規定により基準適合建築物に認定された住宅（竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限ります。）についても対象となります。

(参考) 一次エネルギー消費量等級4の基準 (概要)

1 基準の概要

設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。

$$\text{設計一次エネルギー消費量} \leq \text{基準一次エネルギー消費量}$$

(参考：住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー)



※1 家電及び調理のエネルギー消費量。建築設備に含まれないことから、省エネルギー手法は考慮せず、床面積に応じた同一の標準値を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。  
 ※2 コージェネレーション設備により発電されたエネルギー量も含まれる。

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会  
 社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準等小委員会 合同会議(第1回) - 配付資料より

2 一次エネルギー消費量の算定用 web プログラム

上記1の計算に際しては、一次エネルギー消費量算定用 web プログラムを利用することができます。当該 web プログラムは、インターネット上で、設備機器の種類や性能を入力することで、自動的に一次エネルギー消費量を算定することができるプログラムです。

一次エネルギー消費量算定用 web プログラム (国立研究開発法人建築研究所)  
<http://house.app.lowenergy.jp/>

よくある質問 <一次エネルギー消費量等級>

Q 一次エネルギー対策等級4と等級5の違いは何ですか？

A 等級5及び等級4については建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律における基準値に準拠しており、等級5の基準値(基準エネルギー消費量)は等級4と比べて10%小さい値となり、より多くの省エネルギー措置が求められます。